様式11

専修学校（各種学校）学則変更届

|  |
| --- |
|  　　　令和　　年　　月　　日　　群馬県知事　　　　　あて 法人所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学校法人○○学園　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 理事長名　　　　　　　　 　専修学校(注１)学則変更届(注２）　下記のとおり◯◯学校の学則を変更したいので、学校教育法第１３１条(注３)の規定等により関係書類を添えて届けます。記１ 変更理由２ 変更の条項及び新旧比較対照表３ 生徒の処置方法（既存の学科を廃止、変更する場合は、記載のこと。）４ 学則　(新)(旧)全文５ 変更時期　令和　年　月　日予定６ 添付書類 (1)理事会・評議員会等の決議録(写) (2)その他必要と認められる書類(注４)(注５） |

(注１)　各種学校の場合は、「各種学校」に書き換えてください。

(注２)　下記の場合は、この届出では足りず、認可申請の手続きが必要になりますのでご　　　　注意ください。

　　　①専修学校において、次の変更を行う場合は、目的変更認可申請が必要

　　　　・学則の目的の変更

　　　　・同一課程内の分野の変更又は課程をまたがる分野の変更

　　　　　　　（既設の学科と異なる分野の学科の設置廃止等）

　　　②専修学校において、既設の課程（専門課程、高等課程、一般課程）と異なる課程　　　　　を設置する場合は、課程の設置認可申請が必要

 　③各種学校において、収容定員を変更する場合は、収容定員に係る学則変更認可申　　　　　請が必要（→様式「収容定員に係る学則変更認可申請書」の方）

(注３)　各種学校の場合は、根拠法令を「学校教育法施行令第２７条の３」に書き換えて　　　　ください。

(注４)　専修学校の定員変更を伴う場合（総定員に変更がなくても、課程ごと、分野ごと　　　　の定員に変更がある場合）は、次の書類を添付してください。

　　　　教職員の概要（組織・名簿）、学級編成の概要、施設の概要、校舎の平面図等

 　　＊なお、定員変更に加え、(注２)に該当する場合は、届出では足りず、認可申請手　　　　　続きが必要になるので注意。

(注５)　その他、専修学校各種学校において、学科の設置（学科名変更等含む）を伴う場　　　　合は、その内容により、(注４)と同様の書類が必要となる場合があります。（教職　　　　員や、施設等を大きく変更する場合等）

 　　＊なお、変更内容が、(注２)に該当する場合は、届出では足りず、認可申請手が必要になるので注意。